別表三の二の表を次のように改める。

別表三の二　連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連結事業年度	・・	法人名	

当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額（別表四の二「55の②」）	1	円	所得基準額の計算	連結所得金額（別表四の二「55の①」）	17	円
	連結法人間配当等の当期支払額の合計額（別表三の二付表「2」の合計額）	2			非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額（別表四の二「44」）	18	
	連結法人間配当等の当期受取額の合計額（別表三の二付表「3」の合計額）	3			外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表三の二付表「31」の合計額）	19	
	前期末配当等の額の合計額（別表三の二付表「4」の合計額）	4			受贈益の益金不算入額（別表四の二「9」）	20	
	当期末配当等の額の合計額（別表三の二付表「5」の合計額）	5			受取配当等の益金不算入額（別表八の二「14」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額）	21	
	連結法人税額及び連結地方法人税額（(別表一の二(一)「4」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)＋(地方法人税申告書別表一「5」－「8」－「9」)）	6			法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四の二「23」＋「26」）	22	
	各連結法人の住民税額の合計額（別表三の二付表「17」の合計額）	7			連結欠損金等の当期控除額（別表四の二「46」）	23	
	当期連結留保金額 (1)＋(2)－(3)＋(4)－(5)－(6)－(7)	8			被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額（別表四の二「7」）	24	
積立金基準額の計算	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表三の二付表「38」の合計額）	25	
	同上の25％相当額	10			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額（別表三の二付表「39」の合計額）	26	
	期首連結利益積立金額（別表五の二(一)「20の①」）－(4)	11			対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額（別表三の二付表「40」の合計額）	27	
	期中増減 適格合併等により増加した連結利益積立金額	12			沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（別表十の二(一)「14」＋「16」＋「17」）	28	
	期中増減 適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13			国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表三の二付表「42」の集計額）	29	
	期末連結利益積立金額 (11)＋(12)－(13)	14			収用等の場合等の連結所得の特別控除額（(別表十の二(二)「18」＋「31」＋「34」＋「37」＋「40」)又は別表十の二(二)「47」）	30	
	積立金基準額 (10)－(14)	15			肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額（別表三の二付表「44」の合計額）	31	
					連結超過利子額の損金算入額（別表十七の二(三)「10」）	32	
					課税対象金額等の益金算入額（別表三の二付表「46」の合計額）	33	
					連結所得等の金額 (17)－(18)＋(19)＋(20)＋(21)＋(22)＋(23)＋(24)＋(25)＋(26)－(27)＋(28)±(29)＋(30)＋(31)＋(32)－(33)	34	
					所得基準額 (34)×40％	35	
定額基準額 2,000万円 × 12/12		16		連結留保控除額（(15)、(16)又は(35)のいずれか多い金額）		36	
				課税連結留保金額 (8)－(36)		37	

連結留保金額に対する税額の計算							
課税連結留保金額			円	税額			円
年3,000万円相当額以下の金額（(37)又は(3,000万円×12/12)のいずれか少ない金額）		38		(38)の10％相当額		42	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額（((37)－(38))又は(1億円×12/12－(38))のいずれか少ない金額）		39		(39)の15％相当額		43	
年1億円相当額を超える金額 (37)－(38)－(39)		40		(40)の20％相当額		44	
計(37) (38)＋(39)＋(40)		41		計 (42)＋(43)＋(44)		45	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表三の二の二の記載要領第二号(1)中「「連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額((別表一の二(一)「4」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)＋(地方法人税申告書別表一「5」－「8」－「9」)＋復興特別法人税申告書別表一「4」)　(6)　」」を「「連結法人税額及び連結地方法人税額((別表一の二(一)「4」＋「5」＋「7」－「11」－「43」)＋(地方法人税申告書別表一「5」－「8」－「9」))　(6)　」」に改める。